		十二　積載場所への立入りは、当該場所の空気中の酸素濃度の計測により危険がないことを確認しない限り、禁止すること。 十三　積載場所のハッチは風雨密であること。 十四　前各号の規定にかかわらず、船積み地を管轄する地方運輸局長が安全上差し支えないと認める場合は、次欄に掲げる要件に従い運送することができる。
シードケーキ（植物油を含有するもの）(b)　UN1386（溶剤抽出法及び圧搾法による採油後の種子であつて、油の含有率が10質量%以下のもの又は水と油の含有率が20質量%以下（水の含有率が10質量%を超える場合に限る。）のもの）	SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (b) solvent extractions and expelled seeds, containing not more than 10% of oil and when the amount of moisture is higher than 10%, not more than 20% of oil and moisture combined	一　積載場所と機関室の間の隔壁はＡ60級であること。ただし、貨物を当該隔壁から水平距離で３m以上離して積載する場合には、この限りでない。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　貨物は可燃性の溶剤を十分除去したものであること。 七　船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、油分及び水分の数値を示す書面を有していること。 八　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 九　船積み前に貨物を養生すること。 十　航海中は貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。 十一　積載場所の貨物の温度が55℃に達した場合は、通風を停止すること。 十二　前号の措置にもかかわらず自然発熱が継続する場合には、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。 十三　溶剤蒸気への着火の危険がある場合は、炭酸ガスその他不活性ガスの使用を禁止すること。 十四　積載場所への立入りは、当該場所の空気中の酸素濃度の計測により危険がないことを確認しない限り、禁止すること。 十五　積載期間が５日を超える場合には、積載場所には、炭酸ガスその他不活性ガスを注入するための設備を設けること。 十六　荷役作業中は、積載場所及び当該場所に近接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止すること。 十七　積載場所に設置する電気器具は防爆型のものとするか、又はヒューズ以外の手段により絶縁された状態とすること。 十八　積載場所の通気口には、火炎防止金網を装備すること。 十九　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。 二十　積載場所のハッチは風雨密であること。
シードケーキ UN2217（植物油を含有するもの）（油の含有率が1.5質量%以下で水の含有率が11質量%以下のもの）（採油後の大豆かすであって、油の含有率が1.5質量%以下で水の含有率が11質量%以下であり、かつ、引火性溶剤を含有しないものを除く。）	SEED CAKE UN2217 with not more than 1.5% oil and not more than 11% moisture	一　積載場所と機関室の間の隔壁はＡ60級であること。ただし、貨物を当該隔壁から水平距離で３m以上離して積載する場合には、この限りでない。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　貨物は可燃性の溶剤を十分除去したものであること。 七　船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、油分及び水分の数値を示す書面を有していること。 八　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 九　航海中は貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。 十　積載場所の貨物の温度が55℃に達した場合は、通風を停止すること。 十一　前号の措置にもかかわらず自然発熱が継続する場合、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。 十二　溶剤蒸気への着火の危険がある場合は、炭酸ガスその他不活性ガスを使用しないこと。 十三　積載場所への立入りは、当該場所の空気中の酸素濃度の計測により危険がないことを確認しない限り、禁止すること。 十四　積載期間が５日を超える場合は、積載場所には、炭酸ガスその他不活性ガスを注入するための設備を備えること。 十五　荷役作業中は、積載場所及び当該場所に近接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止すること。 十六　積載場所に設置する電気器具は防爆型のものとするか、又はヒューズ以外の手段により絶縁された状態とすること。 十七　積載場所の通気口には、火炎防止金網を装備すること。 十八　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。 十九　積載場所のハッチは風雨密であること。
硫黄 UN1350（粉砕された塊及び粗粒）	SULPHUR UN1350 (crushed lump and coarse grained)	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　積載場所の内底板の腐食を防止するための措置をとること。 五　積載場所に設置する電気器具は防爆型のものとするか、又はヒューズ以外の手段により絶縁された状態とすること。